

老介発0410第1号
平成27年4月10日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

「境界層措置の運用の詳細について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来からご配慮いただいているところであるが、今般、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第211号）」及び「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第92号）」が公布され、第1段階に該当する第1号被保険者の保険料率について減額賦課の基準が定められた。

これに伴い、標記通知を別紙のとおり改正し、平成27年4月1日（別紙の4に係る改正については平成27年8月1日）から適用することとしたので、標記通知の別添「境界層該当者の取扱いについて（平成17年9月21日社援保発第0921001号）」と併せて御了知の上、管内市町村に対して周知徹底を図るとともに、その取り扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

境界層措置の運用の詳細についての新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: right;">〔別紙〕</p> <p style="text-align: right;">（参考）</p> <p style="text-align: center;">具体的な境界層措置の手順について</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の④に掲げる限度額について、<u>施行令第22条の2の2第7項第2号及び同条第8項又は施行令第29条の2の2第7項第2号及び同条第8項の規定に基づき</u>、より低い上限額（1月につき24,600円又は15,000円）を適用することとする。</p> <p>5 1から4までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の⑤に掲げる保険料額について、<u>施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、</u></p>	<p style="text-align: right;">〔別紙〕</p> <p style="text-align: right;">（参考）</p> <p style="text-align: center;">具体的な境界層措置の手順について</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の④に掲げる限度額について、<u>施行令第22条の2第5項第2号及び同条第6項又は施行令第29条の2第5項第2号及び同条第6項の規定に基づき</u>、より低い上限額（1月につき24,600円又は15,000円）を適用することとする。</p> <p>5 1から4までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の⑤に掲げる保険料額について、<u>施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、</u></p>

同項第3号口、同項第4号口、同項第5号口、同項第6号口、同項第7号口若しくは同項第8号口又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号口、同項第3号口、同項第4号口、同項第5号口、同項第6号口、同項第7号口、同項第8号口若しくは同項第9号口の規定に基づき、より低い標準割合(10分の5 (同令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の7.5、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は同令第39条第1項第1号から第9号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合 (同条第5項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合))を適用することとする。

同項第3号口、同項第4号口、同項第5号口、同項第6号口、同項第7号口若しくは同項第8号口又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号口、同項第3号口、同項第4号口、同項第5号口、同項第6号口、同項第7号口、同項第8号口若しくは同項第9号口の規定に基づき、より低い標準割合(10分の5、10分の7.5、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は同項第1号から第9号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合)を適用することとする。

(改正後全文)

老介発第 0921001 号
平成 17 年 9 月 21 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

境界層措置の運用の詳細について

介護保険制度における境界層措置の運用については、「境界層措置の運用の詳細について」（平成 12 年 7 月 14 日老介第 9 号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知）において規定されているところであるが、今般、境界層措置の運用の詳細について下記のとおり定め、平成 17 年 10 月 1 日から適用することとしたので、本日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知と併せて御了知の上、管内市町村にその周知を図られたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と協議済みであることを念のため申し添える。

また、本通知の施行に伴い、「境界層措置の運用の詳細について」（平成 12 年 7 月 14 日老介第 9 号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知）は、平成 17 年 9 月 30 日限りで廃止する。

記

1 境界層措置について

介護保険制度においては、以下の①から⑤までに関し、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基

準等を適用することとしている(当該措置を以下「境界層措置」という。)

- ① 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条第1項に規定する給付額減額等の記載
- ② 法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額若しくは法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額又は介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額
- ③ 法第51条の3第2項第1号若しくは第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額
- ④ 法第51条第1項の規定による高額介護サービス費に係る負担の上限額又は法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費に係る負担の上限額
- ⑤ 法第129条第1項の規定による保険料の負担額

2 具体的な事務処理

1の①から⑤までに関し、どの境界層措置を他の境界層措置に優先して適用すべきかについては、①から⑤の順に適用することが適当である。

別添「境界層該当者の取り扱いについて(平成17年9月21日社援保発第0921001号)」により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、1の①から⑤の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。

具体的な事務処理は、以下のとおりである。

- ① 福祉事務所長は、生活保護の申請者又は現に生活保護を受けている者が境界層措置を講ずれば生活保護を必要としない者であると認めた場合には、1の①から⑤の順に当てはめた上で、当該者についてどの境界層措置が講じられるべきであることを示す証明書等を交付して、保護申請を却下し、又は保護を廃止することとされている。また、福祉事務所長は、当該者が保険者に境界層措置の申請をするに当たっては当該証明書等を申請書に添えて提出するよう、当該者に対し教示することとされている。
- ② 保険者においては、境界層措置の申請者が申請書に添付する証明書等を確認の上、実際の境界層措置を講ずることとなる(具体的には、別紙(参考)を参照のこと。)。なお、この際に発行する負担限度額認定証の記載について、介護保険施設を利用する場合にあっては、負担限度額を適用しない部分(境界層措置において負担限度額を適用しないとされた食費

又は居住費及び入所する居室以外の居室の居住費)については、負担限度額を適用しないことがわかるように、負担限度額の欄に、例えば、「——」（取消線）、「****」、「負担限度額なし」等の記載をされたい。

3 留意点

境界層措置を適用すべき者に対しこれまで当該境界層措置が講じられていない場合においては、「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について(平成17年9月8日老介発第0908001号)」の1(3)及び2(2)及び4(2)に基づき、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日に遡って、当該境界層措置が行われるべきものである。

4 既対象者の取扱いについて

平成17年10月1日において現に境界層措置を受けている者にあつては、同日以降も引き続き境界層措置の対象とする。

この場合においては、境界層該当証明書の再度の発行によらず、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額をもとに、保険者において別添「境界層該当者の取扱いについて(平成17年9月21日社援保発第0921001号)」に従って1の①から⑤の順に適用されるべき措置を判断し、必要な境界層措置による減額を行うことができることとする。

なお、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額については、一般の介護保険制度の改正による利用者負担額の変化により調整が必要となることが考えられることから、保険者においては、必要に応じ、その証明を行った福祉事務所に照会を行う等による対応をとられたい。

[別紙]

(参考)

具体的な境界層措置の手順について

- 1 まず、記の1の①について、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第35条第3号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第113条第4号の規定に基づき、法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を行わないこととする。
- 2 1に係る境界層措置の適用がない場合又は当該境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の②に掲げる負担額について、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第414号。)及び介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第418号。)の規定に基づき、より低い居住費等の負担限度額又は居住費の特定負担限度額を適用することとする。
- 3 1及び2に係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の③に掲げる負担額について、介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第413号。)及び介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第417号。)の規定に基づき、より低い食費の負担限度額又は食費の特定負担限度額を適用することとする。
- 4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の④に掲げる限度額について、施行令第22条の2の2第7項第2号及び同条第8項又は施行令第29条の2の2第7項第2号及び同条第8項の規定に基づき、より低い上限額(1月につき24,600円又は15,000円)を適用することとする。

5 1 から 4 までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の 1 の⑤に掲げる保険料額について、施行令第 38 条第 1 項第 1 号イ(2)若しくはニ、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ若しくは同項第 8 号ロ又は同令第 39 条第 1 項第 1 号イ(2)若しくはニ、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ、同項第 8 号ロ若しくは同項第 9 号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10分の5 (同令第 38 条第 10 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の7.5、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は同令第 39 条第 1 項第 1 号から第 9 号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合 (同条第 5 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合))を適用することとする。

社援保発0410第1号
平成27年4月10日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「境界層該当者の取扱いについて」の一部改正について（通知）

今般、「境界層該当者の取扱いについて」（平成17年9月21日社援保発第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日（「第22条の2第1項」を「第22条の2の2第1項」とする改正、「第22条の2第2項」を「第22条の2の2第2項」とする改正、「第22条の2第5項第2号又は第6項」を「第22条の2の2第7項第2号又は第8項」とする改正及び「第29条の2第5項第2号又は第6項」を「第29条の2の2第7項第2号又は第8項」とする改正については平成27年8月1日）から適用することとしたので、了知の上、介護扶助の実施に遺漏のないよう配慮されたい。

新旧対照表

「境界層該当者の取扱いについて」（平成17年9月21日社援保発第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

改正後	現行
<p>介護保険法施行令（平成10年政令412号）<u>第22条の2の2第7項第2号又は第8項</u>の規定が適用される要保護者、同令<u>第29条の2の2第7項第2号又は第8項</u>の規定が適用される要保護者、同令<u>第38条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロ</u>の規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5第2号及び第97条の3第2号に掲げる要保護者、同規則第113条第4号に規定する要保護者及び同規則第172条の2において準用する同規則第83条の5第2号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「境界層措置の運用の詳細について」（平成17年9月21日老介発第0921001号老健局介護保険課長通知）により都道府県あて示されたところであるが、福祉事務所における具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成17年10月1日より施行することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準とし、施行に伴い、「境界層該当者の取扱いについて」（平成12年7月14日社援保第44号各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長宛本職通知）は廃止する。</p> <p>また、本通知については、老健局介護保険課と協議済みであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基本的な取扱い</p> <p>（1）境界層該当者と境界層該当措置について</p> <p>以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>カ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等（介護保険法施行令<u>第22条の2の2第1項</u>に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）があった月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令<u>第22条の2の2第2項</u>に規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。）を「二万四千六百円」又は「一万五千元」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>キ （略）</p>	<p>介護保険法施行令（平成10年政令412号）<u>第22条の2第5項第2号又は第6項</u>の規定が適用される要保護者、同令<u>第29条の2第5項第2号又は第6項</u>の規定が適用される要保護者、同令<u>第38条第1項第1号イ（2）及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ若しくは同項第5号ロ又は同令第39条第1項第1号イ（2）若しくはハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ若しくは同項第6号ロ</u>の規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5第2号及び第97条の3第2号に掲げる要保護者、同規則第113条第4号に規定する要保護者及び同規則第172条の2において準用する同規則第83条の5第2号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「境界層措置の運用の詳細について」（平成17年9月21日老介発第0921001号老健局介護保険課長通知）により都道府県あて示されたところであるが、福祉事務所における具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成17年10月1日より施行することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準とし、施行に伴い、「境界層該当者の取扱いについて」（平成12年7月14日社援保第44号各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長宛本職通知）は廃止する。</p> <p>また、本通知については、老健局介護保険課と協議済みであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基本的な取扱い</p> <p>（1）境界層該当者と境界層該当措置について</p> <p>以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>カ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等（介護保険法施行令<u>第22条の2第1項</u>に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）があった月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令<u>第22条の2第2項</u>に規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。）を「二万四千六百円」又は「一万五千元」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>キ （略）</p>

ク 要保護者であつて、その者に課される保険料額について、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10分の5 (同令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合))、10分の7.5、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は同令第39条第1項第1号から第9号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合 (同条第5項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)) が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

区分	境 界 層 該 当 措 置	
(略)	(略)	(略)
カに掲げる者	(カ)	保護を必要としなくなるまで、利用者負担世帯合算額(介護保険法施行令第22条の2の2第2項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。)を「二万四千六百元」又は「一万五千元」と読み替えて高額介護サービス費(介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。以下同じ。)が適用される。
(略)	(略)	(略)
クに掲げる者	(ク)	保険料額について、保護を必要としなくなるまで、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10分の5 <u>(同令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)</u>)、10分の7.5、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は <u>同令第39条第1項第1号から第9号まで</u> の規定に基づき市町村が条例で定めた割合 <u>(同条第5項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)</u>) が適用される。
(略)	(略)	(略)

(2) (略)

2 (略)

ク 要保護者であつて、その者に課される保険料額について、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10分の5、10分の7.5、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は同項第1号から第9号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合) が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

区分	境 界 層 該 当 措 置	
(略)	(略)	(略)
カに掲げる者	(カ)	保護を必要としなくなるまで、利用者負担世帯合算額(介護保険法施行令第22条の2第2項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。)を「二万四千六百元」又は「一万五千元」と読み替えて高額介護サービス費(介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。以下同じ。)が適用される。
(略)	(略)	(略)
クに掲げる者	(ク)	保険料額について、保護を必要としなくなるまで、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10分の5、10分の7.5、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は <u>同項第1号から第9号まで</u> の規定に基づき市町村が条例で定めた割合) が適用される。
(略)	(略)	(略)

(2) (略)

2 (略)

3 証明書等の記載

(1) (略)

(2) 添付書類

境界層措置は、表中の(1)～(5)の順で講ぜられることとなるので、証明書に記載された額から、その額が0円以下になるまで、以下の(ア)～(セ)に掲げる額のうち境界層措置がなされる以前に自己負担していた額を(ア)～(セ)の順に減じることとし、その減じた額を表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」にそれぞれ記載すること。

なお、施設入所者に係る居住費(イ)は、入所中又は入所を予定している居室の種類により算定すること。

また、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用する者についての滞在費及び食費((イ)～(オ))は、利用日数を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)における利用計画回数とし、滞在費(イ)に係る居室の種類を直近のケアプランにおいて利用が計画されている居室の種類(複数の種類の居室の利用が計画されている場合には、利用計画回数が最も多い居室の種類)として算定すること。

したがって、表中の「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載された額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載することとなる。

ア 多床室を利用する場合

(ア) 介護サービス費合計額(介護保険法施行令第22条の2の2第1項に規定する介護サービス費合計額をいう。)の3割の額から介護サービス費合計額の1割の額(介護サービス費合計額の1割の額が37200円以上の場合には37200円)を減じて得た額

(イ) 居住費等の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額をいう。以下同じ。)又は特定基準費用額(介護保険法施行令第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「**370円**」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(ウ)～(ス) (略)

(セ) 基準額に標準割合の「7.5/10」を乗じた額から基準額に標準割合の「5/10」(介護保険法施行令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)を乗じた額を減じて得た額

※(ク)～(セ)については、介護保険料の標準割合が介護保険法施行令第38条による場合である。

イ～オ (略)

4・5 (略)

○多床室を利用する場合の減額措置(保険料段階が9段階の場合)

3 証明書等の記載

(1) (略)

(2) 添付書類

境界層措置は、表中の(1)～(5)の順で講ぜられることとなるので、証明書に記載された額から、その額が0円以下になるまで、以下の(ア)～(セ)に掲げる額のうち境界層措置がなされる以前に自己負担していた額を(ア)～(セ)の順に減じることとし、その減じた額を表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」にそれぞれ記載すること。

なお、施設入所者に係る居住費(イ)は、入所中又は入所を予定している居室の種類により算定すること。

また、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用する者についての滞在費及び食費((イ)～(オ))は、利用日数を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)における利用計画回数とし、滞在費(イ)に係る居室の種類を直近のケアプランにおいて利用が計画されている居室の種類(複数の種類の居室の利用が計画されている場合には、利用計画回数が最も多い居室の種類)として算定すること。

したがって、表中の「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載された額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載することとなる。

ア 多床室を利用する場合

(ア) 介護サービス費合計額(介護保険法施行令第22条の2第1項に規定する介護サービス費合計額をいう。)の3割の額から介護サービス費合計額の1割の額(介護サービス費合計額の1割の額が37200円以上の場合には37200円)を減じて得た額

(イ) 居住費等の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額をいう。以下同じ。)又は特定基準費用額(介護保険法施行令第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「**320円**」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(ウ)～(ス) (略)

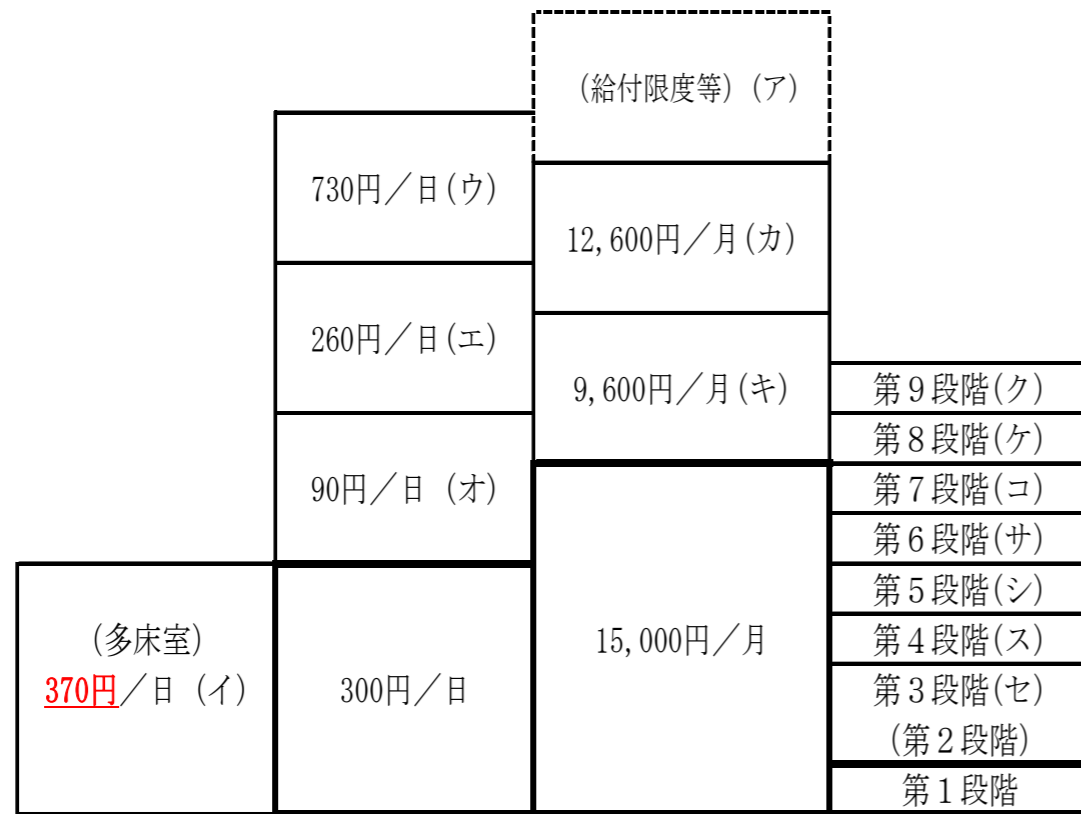
(セ) 基準額に標準割合の「7.5/10」を乗じた額から基準額に標準割合の「5/10」を乗じた額を減じて得た額

※(ク)～(セ)については、介護保険料の標準割合が介護保険法施行令第38条による場合である。

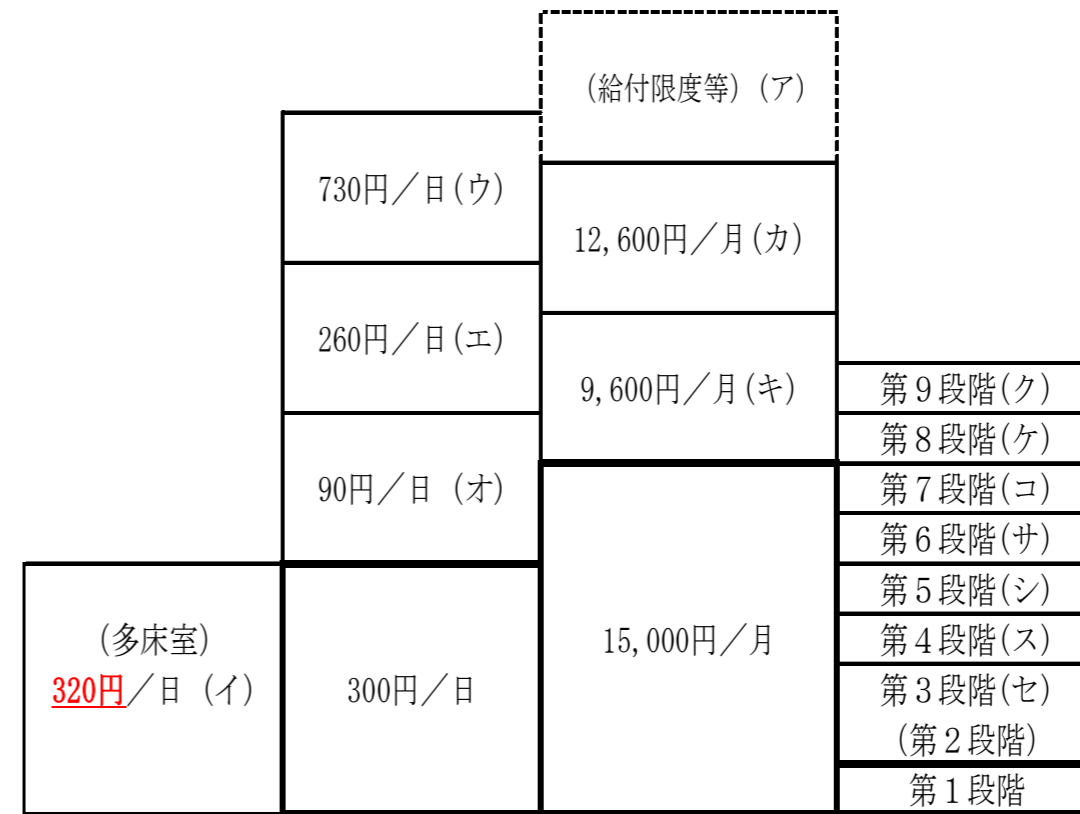
イ～オ (略)

4・5 (略)

○多床室を利用する場合の減額措置(保険料段階が9段階の場合)



居住費の (特定) 負担限度額
 食費の (特定) 負担限度額
 利用者負担
 介護保険料



居住費の (特定) 負担限度額
 食費の (特定) 負担限度額
 利用者負担
 介護保険料

○多床室以外の居室の居住費等の (特定) 負担限度額の取扱い (略)

添付資料

境界層該当措置の内容		減額される自己負担 (月額)
(略)	(略)	
利用者負担世帯合算額 (介護保険法施行令 第22条の2の2第2項 に規定する利用者負担世帯合算額をいう。) を「二万四千六百円」又は「一万五千元」と読み替えて高額		

○多床室以外の居室の居住費等の (特定) 負担限度額の取扱い (略)

添付資料

境界層該当措置の内容		減額される自己負担 (月額)
(略)	(略)	
利用者負担世帯合算額 (介護保険法施行令 第22条の2第2項 に規定する利用者負担世帯合算額をいう。) を「二万四千六百円」又は「一万五千元」と読み替えて高額介護		

(4)	介護サービス費（介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。）又は高額介護予防サービス費（介護保険法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。）が適用される。
(略)	(略)

(4)	サービス費（介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。）又は高額介護予防サービス費（介護保険法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。）が適用される。
(略)	(略)